

仙台市感染症対策協議会設置要綱

(平成21年3月31日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等及び急速にまん延し又は、重篤化するおそれのある感染症（以下「新型インフルエンザ感染症等」という。）について、その発生の予防及びまん延の防止のための施策の推進等を図るため、仙台市感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 新型インフルエンザ感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関すること
- (2) 新型インフルエンザ感染症等に対する医療体制に関すること
- (3) その他感染症危機管理に関すること

(構成)

第3条 協議会の委員は、10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項について調査審議等させるために必要があると認める時は、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、協議会の承認をもって組織する。
- 3 専門部会は、当該専門の事項に関する調査審議等が終了した時に解散するものとする。
- 4 専門部会は、会長が指定する団体等の長が推薦する専門委員をもって組織する。
- 5 専門部会に部会長を1名置き、当該専門部会に属する者のうち会長が指名する者がこれに当たる。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、職務を代行する。
- 7 専門部会の開催に必要な事項については、別途定めることとする。

(委員以外の関係者への協力要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料の提出や説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、仙台市健康福祉局保健所予防企画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月1日改正)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成24年6月1日改正)

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則 (平成26年11月5日改正)

この要綱は、平成26年12月1日から実施する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年12月11日改正)

この要綱は、平成30年12月11日から実施する。

附 則（令和5年7月28日改正）

この要綱は、令和5年7月28日から実施する。

附 則（令和6年3月21日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。